

国土審議会水資源開発分科会 第16回調査企画部会
(今後の水資源政策のあり方について 第10回)

平成26年10月3日

【寺田水資源政策課長】 それでは定刻を回りましたので、会議を開会させていただきたいと存じます。会議は10時から12時までの2時間を予定しています。開会の前に配布資料の確認をさせていただきます。資料リストをご覧ください。資料1「委員名簿」「資料2 これまでの検討内容と今後のスケジュール」「資料3 水資源に関連する政策」「資料4 ゼロ水（危機的な渇水）への備え」「資料5 最終とりまとめに向けて－中間とりまとめの整理－」「資料6 答申（素案）」でございます。配布しております資料に乱丁や配布漏れ等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局側に異動がございましたので出席者についてご紹介をさせていただきます。水資源部長の藤山でございます。

【藤山水資源部長】 よろしくお願ひします。

【寺田水資源政策課長】 大臣官房審議官の秋本でございます。

【秋本大臣官房審議官】 よろしくお願ひします。

【寺田水資源政策課長】 水資源計画課長の廣木でございます。

【廣木水資源計画課長】 廣木でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

【寺田水資源政策課長】 水源地域振興室長の塩本でございます。

【塩本水源地域振興室長】 塩本でございます。よろしくお願ひします。

【寺田水資源政策課長】 総合水資源管理戦略室長の三輪でございます。

【三輪総合水資源管理戦略室長】 三輪です。よろしくお願ひいたします。

【寺田水資源政策課長】 企画専門官の芳賀でございます。

【芳賀企画専門官】 芳賀です。よろしくお願ひします。

【寺田水資源政策課長】 私は司会を務めさせていただきます水資源政策課長の寺田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、議事録についても各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますので、よろしくお願ひいたします。また一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められていませんのでよろしくお願ひいたします。会議の進行の妨げになる行為がある場合は退室をお願いします。それでは会場内の撮影はここまでとさせていただきます。報道のカメラの方はご退出願ひします。

本日は古米弘明委員、渡邊紹裕委員、小泉明委員、櫻井敬子委員、田中宏明委員、松橋隆治委員、三村信男委員は所用のため本日ご欠席との連絡を受けております。本日は15

名の委員のうち現在のところ7名の委員のご出席でございまして、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定により会議を開き議決するために必要な委員の過半数のご出席という要件を現在は満たしていない状況にあることをご報告申し上げ、本日の会議の取扱いにつきましては部会長にお任せしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

【沖部会長】 はい、よろしくお任せされました。児玉委員がいずれお見えになれば過半数で成立ということになりますので、それまで資料について調査や審議いたしまして審議を進めておくということで皆様よろしくお願いいたします。

本日の議事「最終とりまとめに向けて」ということで、資料が2、3、4、5、6とございます。それでは資料2と3、それから4、そして5と6というふうに3つに分けてやっていきたいと思っておりますので、2・3、4と5・6という3つに分けたいと思っております。それではまず資料2、今後の審議スケジュール、資料3「水資源に関連する政策」について事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

【芳賀企画専門官】 はい。それではまず「これまでの検討内容と今後のスケジュール」についてご説明いたします。資料2をご覧ください。平成25年の10月22日に、国土交通大臣から国土審議会の方に「今後の水資源政策のあり方」ということで諮問が行われました。その諮問について調査審議するために、平成25年10月28日に第1回の調査企画部会を開催いたしまして、「水資源を巡る現状認識と今後の見通し」や「社会情勢の変化」、また、各委員や関係省庁からのプレゼンテーションなど9回の調査審議を行った後、平成26年4月11日に「中間とりまとめ」として公表を行ったところでございます。

「中間とりまとめ」におきましては「幅を持った社会システムの構築」と、「次世代水政策元年」を掲げ、水資源政策全般について幅広く調査審議して、取り組むべき事項を広範囲にとりまとめております。そして本日の部会では、「中間とりまとめ」を補足するものとしまして、「水資源に関連する政策」、「危機的な渇水ゼロ水への備え」、「中間とりまとめの整理」ということをご説明し、次にこれらの内容と「中間とりまとめ」で引き続き検討する課題となった項目の整理をした「答申（素案）」をお示ししますので、今回は特に答申（素案）を中心にご審議していただきたいと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今回いただく意見を整理した「答申（案）」を作成して、次回の第11回の部会でお示し、その後、答申へと進めていくことを考えているところでございます。

引き続きまして資料3についてご説明いたします。別冊になっているものでございます。資料3には、「水資源に関連する政策について」を取り上げておりますのでご説明いたします。中間とりまとめを今年の4月に公表したところでございますが、4月以降に水資源に関連する国政策、計画等が打ち出されておりますので、それらに関する内容についてご説明させていただきます。

1ページ目でございます。「国土強靱化」といたしまして、平成25年12月11日に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施

行されました。また内閣総理大臣を本部長としまして、「国土強靱化推進本部」が設置されたところでございます。平成26年6月には、該当法律に基づきまして「国土強靱化基本計画」が策定されました。該当計画は「国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本計画以外の国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして策定」されているところでございます。

計画の内容でございますが、「国土強靱化」の目標としまして4つあります。1つ目として「人命保護が最大限図られること」、2つ目として「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、3つ目として「国民財産及び公共施設に係る被害の最小化」、4つ目として「迅速な復旧復興」ということが規定されております。

また「起きてはならない最悪の事態」として規定されております内容の中で、水資源分野におきましては「上水道等の長期間にわたる供給停止」、「異常渇水等による用水の供給の途絶」が規定されているところでございます。これらの事態への対応としましては、災害リスクや地域の状況に応じまして、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策、そしてハード対策ばかりではなく訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備が求められているところでございます。

その他、平成26年6月には、基本計画策定と同日に「国土強靱化アクションプラン2014」が策定されまして、施策の進捗を毎年度評価し、これを踏まえて取り組むべき方針をアクションプランとしてとりまとめることにより、基本計画を着実に推進することとしております。詳細につきましては資料の7ページ、8ページの「参考1」「参考2」として載せておりますのでご参考にしてください。

続きまして2ページでございますが、平成26年7月1日に「水循環基本法」が施行されまして、内閣総理大臣を本部長とする「水循環政策本部」が設置されたところでございます。「水循環基本法」の目的でございますが赤線の箇所をご確認いただければと思います。健全な水循環の維持、または回復を目的にしております。

ここでいう「健全な水循環」の定義についてご説明いたします。まず循環についてですが、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川を中心に循環することございまして、その水循環を健全化する。つまり、人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状況でございます。

今後のスケジュールでございますが、健全な水循環の維持、または回復を図るために、水循環に関する施策についての基本的な方針、また循環に関する施策に関して政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める「水循環基本計画」を平成27年の夏までの出来る限り早い時期に策定する予定でございます。

なお、本調査企画部におきましては、今後の水資源政策のあり方についてご議論いただいておりますが、水資源開発基本計画、いわゆるフルプランのほとんどの計画目標年が平成

27年度を目途としているため、水循環基本法が施行されるに先んじまして、平成25年の10月から国土交通大臣の諮問を受けて水循環に係るご議論をいただいているところでございます。

続きまして3ページでございます。「経済財政運営と改革の基本方針2014」ということで、政府のいわゆる骨太の基本方針でございますが、平成27年度の予算の方向性を示すものとしまして、閣議決定されております。基本方針の中で、50年後には1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指してございまして、少子化・人口減少の克服や地方再生などに総合的に取り組む方針が盛り込まれているところでございます。

また、「経済財政諮問会議専門調査会」の「選択する未来委員会」におきましては、平成26年1月20日に「未来への選択」ということで中間整理がとりまとめられてございまして、この資料の中におきましても先ほどの骨太の方針同様に50年後に1億人程度の人口を保持していくことが掲げられてございまして、水資源政策におきましても水の需要に関して影響してくると考えております。詳細につきましては10ページ、11ページに掲載しておりますのでご参考にしてください。

続きまして4ページでございます。政府のインフラの老朽化対策の方針としまして、昨年11月にインフラ長寿命化基本計画が策定されております。この基本計画に基づきまして、施設管理者の行動計画であります「インフラ長寿命化計画」が現在のところ国土交通省と農水省において策定されてございまして、トータルコストの縮減・平準化、ストックマネジメントサイクルの確立等が記載されているところでございます。

続きまして5ページでございます。「国土のグランドデザイン2050」についてですが、「新たな国土のグランドデザイン構築に関する有識者懇談会」におきまして議論されまして、「人口減少」「巨大災害の切迫」という危機に直面している現在、国土づくりの考え方を示すものとして平成26年4月24日に公表されてたところでございます。

内容につきましては、特に赤線を引いております「コンパクト」と「ネットワーク」により「新しい集積」をするといった国土づくりの基本的な考え方が必要であることや、複数の地域間の「連携」により、「人・モノ・情報の交流」の促進によりまして新たな価値創造が可能となることや、ここでも中長期的に1億人程度の人口構造を保持するということが記載されています。

続きまして6ページでございます。これまでご説明いたしました法律や基本計画等から今後の水資源政策に係る重要な内容について整理した内容となっております。「国土の強靱化」につきましては、「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持」すること。「災害発生時の被害を最小限にすること」。また、災害時の「迅速な復興復旧」についても水資源政策に求められる内容であると考えております。

また、国土省、農水省が策定しております「インフラ長寿命化計画」（行動計画）に記載されております「ストックマネジメントの確立」や「トータルコストの平準化」についても水インフラにも同様に当てはまるのでございまして、限られた予算の中で効率的な老朽

化対策を実施する意味でも大変重要な指針であると考えております。

「国土のグランドデザイン2050」では「コンパクト」そして「ネットワーク」、そして将来人口を1億人程度保持するということについて言及されているところがございます、これらについても水の需要や水道の施設の再編について検討する際には重要な指針となると考えております。

水資源政策では、安全で安心な水を確保しまして、「安定して利用できる仕組みをつくり、全ての国民が水の恵みを将来にわたって享受することができる社会を目指す」ことが必要でありまして、これは「水循環基本法」の趣旨とも整合しております。先ほどご紹介しました水資源に関する重要な指針等に基づく重要な対策といたしまして「大規模地震対策」、「施設の老朽化対策」、「危機的な渇水における用水供給対策」が挙げられます。なお、この中の「危機的な渇水における用水供給対策」につきましては、この後の資料4におきまして、先般の社会資本整備審議会河川分科会において検討された内容についてご説明いたします。

7ページ以降につきましては、先ほどご説明しました指針等について詳細に取り上げたものでございますのでご参考にしていただきたいと思います。以上、資料2と3を説明させていただきました。

【沖部会長】 ありがとうございます。では、ただいまの資料2、3につきましてコメント、ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

【清水特別委員】 ちょっと、じゃあよろしいですか。

【沖部会長】 はい、清水委員お願いします。

【清水特別委員】 今回の資料3で6ページが一つの結論で、教えてほしいのですが、今後の水資源関連政策に対して、国土強靱化とか、説明があった4つのものがあって、これを受けて安全、安心できる水を確保してという文章があって、その下に「大規模地震対策」「施設の老朽化対策」、危機管理渇水の、この3つについて重点を置くという意味なのですか。この書き方がよくわからない。それとも、今日これについて説明するという意味ですか。

【芳賀企画専門官】 説明がちょっと舌足らずな部分があったかもしれませんが、これまでにご説明させていただいたいろいろな国の政策、指針ですが、それらと整合性を図りつつ今回の我々の目指す水資源政策のあり方の中では、この3つの項目については特に重点的な政策ということで今後議論していただきたいということで、この3つのテーマを挙げさせていただいているところでございます。

【清水特別委員】 中間とりまとめ、こちらの資料ありますね。2ページですね。2ページの資料のところ「5つの水資源政策と15の具体的取組」と言っていて、確か中間とりまとめでは、ゼロ水も大切だけど、ゼロ水もその中の1つで、安全、安心だけじゃなくて持続的な水利用の社会とか、健全な水エネルギー物質循環とか、それから啓蒙とか、教育とか、さらに世界の水問題に関する、こういう5つの柱が、中間とりまとめでは一つの骨子っていうか、枠組みだったと思うんですけども、今回のこれ見ると、この5つの中の特

に、ゼロ水みたいなものだけを中心にやろうという論になっている。

【廣木水資源計画課長】 少し説明が不十分だったかもしれないですが、必ずしもそうではなく、今までの中間とりまとめをベースに、更にこういう新しい計画が出てきたので、そういうところをもう少し書き込んで中を充実させようということでもあります。ですから、5つの政策、15の取組は全く変わっておらず、それにプラスアルファでこういったところを充実して、施策などを書き込んでいこうということです。

【清水特別委員】 なるほど。絞り込むという意味じゃなくて、ですね。

【廣木水資源計画課長】 そうではないです。

【清水特別委員】 わかりました。

【沖部会長】 ほかにいかがでしょうか。

【佐々木特別委員】 よろしいですか。

【沖部会長】 では、お願いします。佐々木委員。

【佐々木特別委員】 はい、ありがとうございます。資料の3につきまして二、三申し上げたい。一つは3ページのところに「未来への選択」っていうのがありまして、丸が二つあって、2番目の丸のところにもうちょっとくだった形のこの矢印みたいなのが3つぐらいありますが、ここの辺りの「人口急増、超高齢化」云々と、こういういろいろ書いてありますが、この辺のことで、我々が今やっている水資源政策とがどういうふうに関わるのかという辺りのご説明が欲しいっていうか、その辺のところの関わりがちょっとわかりにくいっていうことが一つね。

それから、もう一つは、次の4ページの「インフラ長寿命化計画」ってありますが、ここにいろいろ書いてありますが、ここに書いてあることは我々経営学の分野では「ファシリティズマネジメント」っていう言葉、近年非常にある意味でトピックスになっているのですが、そこで我々が考えていることと非常に近いということですね。この「トータルコストの縮減」とか「平準化」、「メンテナンス」。ここでは「産業」って書いていますが、我々の分野でいうと、むしろもう一つ前にメンテナンスそのものをどういうふう「診断するか」とかですね。また、その「費用」、それから「いろいろな費用のコストの平準化」をどうする。あるいは、「だれが負担するのか」というような問題等ですね。

それから、個々のいろいろな施設の「用途」とか、「有効活用度」とかね。それによってはもしかしたら今までの施設を「ダウンサイジング」したり、あるいは「統廃合」したり、万一の場合は「売却」っていうこともあり得る、民間へもね。そういうようなこと、あるいは「用途変更」とか、その辺のことを全部含んで「ファシリティズマネジメント」というような考え方が一つの分野として定着しつつあるのですが、ここに書いてあることがね。私はそういうようなイメージを持ってこれを読んで、非常に似通っているなということで、この長寿命化計画というのは非常に興味があります。

それから、最後に6ページのところのこの右のほうの赤い大きな矢印があつて、大きな四角がありますね。四角の上辺りに、せっかく我々が今までやってきましたから、1行ね。

「幅を持った社会システムの構築」と、こう入れてもらったらいいのではないかなと思うのですね。その中身がこの四角の3つだよと、赤い四角の中の3つだと、そういうふうに書いていただいたほうがありがたい。以上です。

【沖部会長】 いかがでしょうか。

【芳賀企画専門官】 答えられる項目について答えていきます。まず、1点目の「未来への選択」というところで、ここに記載した趣旨でございますが、一般的には人口減少を迎える中で2050年には日本の総人口が1億人を割ることが推計されている一方で、平成26年の6月に閣議決定されたこの骨太方針の中では、50年後にも1億人程度の安定した人口を保持するという内容があったことから、我々も今後このようないろいろな動向についても注視していく必要があるということを、今回はここに記載させていただいたところでございます。

【佐々木特別委員】 水の需要想定と関わるようなことですか。

【芳賀企画専門官】 はい、そうです。

【佐々木特別委員】 わかりました。

【芳賀企画専門官】 やっぱり人口動態は、水の需要に非常に影響を及ぼすということで、そこについては十分にその動向について注視をしていくということです。

【佐々木特別委員】 1億人という、そういう。

【芳賀企画専門官】 はい。

【佐々木特別委員】 なるほど、はい。

【沖部会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいようでしたら次に進みたいと思います。それでは、続きまして資料4「ゼロ水（危機的な渇水）への備え」につきまして、事務局よりご説明よろしくお願いたします。

【芳賀企画専門官】 資料4「ゼロ水（危機的な渇水への備え）」についてでございます。この資料は先日の9月22日に開催されました社会資本整備審議会河川分科会の気候変動に適応した治水対策検討小委員会第16回から抜粋しておりまして、その検討状況についてご紹介させていただきます。

1ページ目でございますが、気候変動による渇水リスクの増大と気候変動の状況を示したものです。異常少雨の年間出現数と、「日降水量1.0mm以上の年間日数の経年変化」をグラフに表わしております。ここでいう「異常少雨」というものは1901年から2013年の113年間の各月における月降水量の少ないほうから1から4位の値と定義しているところでございます。異常少雨の年間出現数は、1901年から2013年の113年間で増加し、日降水量1mm以上の年間日数は減少しておりまして、気候変動の変化の傾向としましては、渇水リスクが増大しているのではないかと考えられます。

2ページ目ですが「近年の渇水状況」としまして平成25年度の全国の渇水状況と近年30カ年の渇水による減断水の状況を図示しております。平成25年度の取水制限状況を見ますと、利根川水系、豊川水系、吉野川水系などでは1カ月以上の取水制限が行われて

おります。また、「最近30ヶ年の渇水による減断水の状況」を見ますと、関東、東海、四国といった、いわゆるフルプラン水系におきましても、その一部の地域では8カ年以上の渇水による減断水が見られているところでございます。

3ページでございしますが、「危機的な渇水による被害」としまして、渇水による経済的損失の例を示しております。世界的に見ますと、日本の平成6年の「列島渇水」と比較しまして、かなり大きな経済的損失を被るほどの大きな渇水が世界で発生しております。

4ページでございしますが、危機的な渇水の市民への影響としてとりまとめております。「経済的被害」、「手術困難、透析困難による患者の移転」など病院の治療への影響のほか、「渇水疎開」、「消火栓の圧力低下による消防用水の不足」、「休学措置」といった社会への影響、また、「トイレの使用の影響」、「洗濯への影響」、「ストレスの増大」などで人体への影響といった市民生活の影響が発生します。また、断水によりまして、火災の消火ができず焼死というような二次被害も発生するというところでございます。

5ページ目は渇水時の地下水の利用でございします。関東平野北部の事例ですが、平成6年に地盤沈下が進行していることが下段のグラフの「地盤沈下面積の変遷」や、「地表面沈下量経年変化」の赤い点線部に表れているところでございます。渇水でありました平成6年度に地盤沈下が進行しているということもあり、渇水時の地下水の適正な利用ルールの検討が必要であると考えられます。

続きまして6ページでございしますが、フルプランで計画されております「水資源開発施設の整備状況」を整理しております。日本の産業や人口の集中しているフルプラン地域では、計画的に水資源開発施設の整備が進められていますが、世界の主要都市におけます一人当たりの貯水量と比較すると、まだまだそれほど大きくはないという状況でございします。「渇水に対する計画基準」を見てみましても、10年、または5年に一度発生する渇水に対して安定的な取水を計画しているところですが、カリフォルニアでは「既往最大渇水」、オーストラリアにおきましては「100年に1回の渇水レベル」で計画されているところでございします。

7ページ目でございますが、吉野川を事例としまして「ダムを計画した際の基準年に比べて、近年、水供給能力が低下している」ことを示したものでございします。上段のグラフでは、一番左にあるダム計画年の降水量に比べまして、近年の少雨年の降水量の平均値が低くなっております。また、下段のグラフではダムの計画時点の供給能力であります「開発水量」に対しまして、最近20カ年では供給能力が低下していることを示した図でございします。近年20カ年で一番流況が悪かった2008年では、開発量に比較して安定的な供給が可能な水量は57%に低下しているところでございします。

8ページ目からは今後取るべき適応策を整理しているところでございします。「危機的な渇水に対する被害・影響の最小化」を目標としまして、気候変動の影響を踏まえ、より厳しい渇水が発生する可能性があるとの認識のもと、過酷状況を想定した危機管理の準備をしておく必要がありまして、渇水が発生した場合の適応策の検討を行うことであり、そのポ

イントとして、「気象予測も含む、渇水予測技術」や「タイムラインに基づいた意思決定基準」など連携手順が示されております。

次の9ページでございますが、「危機的な渇水対策の個別の検討内容」がまとめられております。生命維持のための必要最小限の水の確保、渇水発生時の「応援給水体制」、「渇水時の地下水の適正な利用」、「海水淡水化装置の活用」、「危機的な渇水対策ガイドラインの作成」などがまとめられております。

10ページ目には「危機的な渇水への対応」のイメージとして、「平常時の備え」や「渇水時の対応」の実施例を示しております。表では「平常時」、「渇水発生前」、「渇水」、「深刻な渇水」、「危機的な渇水」といった、渇水の各段階において、国、県、自治体、ダム等の施設管理者・水道事業者、住民等が何をするのかという対応の例が示されております。渇水の被害、影響を軽減するために、渇水の各段階においてどのような対応ができるのか、あらかじめ検討して関係者が共有していくことが危機管理において有効であるということが考えられております。

【沖部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまご紹介いただきました資料4につきまして、ご質問、コメント等ございましたらよろしく願いいたします。じゃあ、小浦委員お願いします。

【小浦特別委員】 ちょっと教えていただきたいんですけど、供給側の備え、水資源を確保することの方向性としては理解できたんですが、使う側の水にもタイプがいろいろありますよね。農業用水から生活用水まで。何かそういった使用目的に応じて、渇水が発生したときにどこから減らしていくとかですね、何かそういう優先順位づけてあるのでしょうか。用水の量、供給する側のほうと使う側との関係というのは一般的に基本的にどういうふうになっているのか教えてください。

【沖部会長】 お願いいたします。

【廣木水資源計画課長】 平たくいうと、話し合いをするということでありまして。大きな水系で例を取りますと、毎年水をたくさん使う時期っていうのは4月から田んぼに水を入れます。5月、6月となり、だんだん暑くなってきて水の量が増えてくるということになります。そうしますと、今年、例えば雨が少なかったらどうするということになりまして、主だった水を使う農業用水、工業用水、水道に関する利水者の方々が集まりまして、そこに当然ダムの運用者なども入っておりまして、こういう事態が発生したらおおむねこういうことをしていこうというようなことをあらかじめディスカッションします。

もちろん、だんだん事態が本当に渇水になってきますと、違う事態が生じることとなりますので、実際に決定するのはその時、その時で考えますけれども、最初にそういうお話をして、だんだん状況が切迫してくると、その都度状況を見て互助の精神で水の譲り合いをするとか、あるいは一部の利水者は水の給水制限に踏み切るとか、だんだん段階を追って進めていくということです。

【小浦特別委員】 ということは、地域によってもその判断はそれぞれに異なるというふ

うな理解でよろしいんですか。

【廣木水資源計画課長】 おっしゃるとおりです。

【沖部会長】 部長、お願いします。

【藤山水資源部長】 わかりやすくいうと、歴史的に河川から水を取水している年限が長いほど強い発言力というか、既成事実としての強さがあります。私たちは昔からここで水を取水しているんだということが根底的にあります。ですから、いろんな調整をする段階でも、その不文律というのは大体どこでも一緒だと思ってもらって結構です。

平成6年の渇水のときに、大きくいいますと、利根川、荒川水系などでは工業用水、農業用水、都市用水、一律このステージに来ましたから10%カットにしましょう。このステージになりましたから20%カットにしましょうとした。このステージになりましたから30%カットにしましょう。中部のある水系ですと、農業用水は何%カットですけれども、工業用水は自分たちはほかの余力があるので、例えば50%カットにしましょうとか、用途別にパーセンテージが変わる場合もあります。あと、地域によっては同じ水系でも、この地域は取水制限まだ入らないけれども、この地域には入りますというところもございます。

ダムを整備をして水を貯水するために投資をして、それによって水利権を得ている方々は、どちらかといったら歴史的には後発になります。いろんな水系で問題になりがちなのが、先ほどいいましたように古くから水利権というか取水の実態を持っておられる方と、そういう後発の水利権を取得した方々との間でいろんな問題が起き得るので、そこで難しい調整をそれぞれの河川でしている。ちょっとここから先はちょっと奥歯にものが挟まったいい方になります。これ以上のことはまた質問いただければお答えします。

【小浦特別委員】 ということは、計画的に何かを事前に決めるっていうよりも、対応型でしているっていうことは理解していいんですね。

【藤山水資源部長】 はい。

【沖部会長】 では、お願いします。

【榎村特別委員】 すいません。この資料4について、「河川分科会 気候変動に適応した治水対策検討小委員会」と書いてございまして、ほかにはいろいろ問題があるかと思いますが、治水に関連する内容についても検討されたのでしょうか。

【廣木水資源計画課長】 ここに「治水」と書いてありますが、海の話でいえば、高潮ですとかもやっております。それから渇水。ですから、オーバーオールにいろんなことを考えていきましょうということで議論しています。かなりの部分は治水の話、洪水の話ですが、渇水の話も議論しているということです。

これは前提がありまして、環境省でいわゆる気候への適応策を政府全体で作るという意思決定が政府としてございます。それに対して、では各省はどういうことを適応していかなければならないのかということそれぞれ検討することになっています。そうしますと、国交省としては治水、要するに洪水問題が非常に大きいということは社会の要請ですけれ

ども、だからといって渇水問題あるいは高潮といった問題を無視するわけにはいかない。

ですから、便宜上ではありますけど、この分科会の中で渇水も取り込み、高潮も取り込み、気候変動に対してどう適応していくかということを経済的に検討していこうということでございます。

【沖部会長】 よろしいでしょうか。ほかにもございましたら。

ただいま児玉委員おいでいただきましたので、本会議は成立ということになります。なおさらいっそう丁寧な審議をよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に十分な議論に。

【廣木水資源計画課長】 すいません。1点だけ。

【沖部会長】 はい、お願いいたします。

【廣木水資源計画課長】 先ほど佐々木委員のご指摘にまだ事務局がお答えしておりませんでしたので、その部分を付言させていただきます。二つございます。2点目のファシリティマネジメントでございますが、お話を伺いまして、まさにほとんど同義とっていいぐらい近い概念でございますので、このファシリティマネジメントにつきまして、我々もまた勉強させていただきたいと思っています。

それから、3つ目の幅を持った社会システム、資料をそのように修正させていただきます。どうもありがとうございました。

【佐々木特別委員】 ありがとうございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。

それでは、ほかよろしいようでしたら、先に進ませていただきたいと思います。それでは、「資料5 最終とりまとめに向けて—中間とりまとめの整理—」につきまして、資料6の「今後の水資源政策のあり方について 答申（素案）」と併せましてご説明よろしく願います。

【芳賀企画専門官】 それでは「資料5 最終とりまとめに向けて—中間とりまとめの整理—」についてご説明いたします。この資料については、中間とりまとめのおさらいというような資料ありまして、そのような位置付けでございますので簡単にご説明させていただきます。

1ページ目でございますが、中間とりまとめにおいて整理した、5つの資源政策と15の具体的取組についてまとめた資料でございます。5つの水資源政策というのは、「安全・安心水利用社会」、「持続的水利用社会」、「健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会」、「教育・普及啓発による水の「恵み」に感謝し「災い」に柔軟に対応できる社会風土・文化の醸成」、「世界の水問題解決や水関連技術に関する国際社会におけるプレゼンスに関する取組」であり、それについてそれぞれとりまとめております。

また、これらの取組を実施することによって、「幅を持った社会システム」につながるということでございます。

次の後ろのページでございますが、その幅を持った社会システムの概要について2ペー

ジ目に記載しているところがございます。これは中間とりまとめのときに添付し、議論した資料でございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に3ページ目から5ページ目でございますが、先ほどの15の取り組みにつきまして詳細に記載した資料になっております。これについても中間とりまとめにおいて整理した資料でございます。

6ページ目でございますが、これは中間とりまとめの最終項に記載しておりました「最終とりまとめに向けて議論を深める内容」をまとめているところでございます。これも中間とりまとめから抜粋している内容でございます。

この資料5は、これまでのおさらいということでございます。さらにこれまで説明してきた、資料3の「水資源に関連する政策」、資料4の「危機的な渇水への備え」、「資料の5」を勘案し、中間とりまとめに加筆する必要がある内容について、次の資料6答申（素案）に反映しております。

引き続き、資料6についてご説明させていただきます。資料6をご覧ください。答申の素案でございますが、最終答申とりまとめに向けて、当内容について調査審議していただきたいと思っております。まず表紙でございますが、中間とりまとめからの「追加修正」や「表現の適正化」とした部分については今回赤字で追加記入しております。追加の記載部については、本日これまでの説明を踏まえて資料に反映しているところでございます。

1ページ目から2ページ目です。「はじめに」ということで記載しておりますが、前半部分については水資源の現状とこれまでの調査企画部会の経過について記載しております。特に後半部分に記載したところでは、「今後の水資源政策について」という部分でございますが、「水資源開発促進」から「水資源安定供給」へのステップアップを図るということでありまして、これからは、限られた資源である水をいかに安定的に供給するかということが重要であるということが示されております。

つまり、これまでの水資源政策は、増大する水需要に対しまして、新たな水資源開発によりまして供給量を追いつかせるという、いわゆる「キャッチアップ」を図ることを目的に展開してきましたが、今後の水資源政策では、地震等の大規模自然災害や危機的な渇水など、いわゆる「低頻度高リスク」をはじめとするあらゆるリスクに対して、国民生活、社会経済活動に甚大な被害を及ぼす水の途絶ということが起きないように、ソフト対策を含めまして安定的な供給を実施する「水資源安定供給」へのステップアップを図ることが必要になっているということを記載しております。

次からは、変更点だけを説明していきます。次の変更点は、6ページでございます。これも先ほど説明してきておりますが、水の需要に影響を及ぼす人口の動態というところでございます。2050年には日本の総人口が1億人を割ることが推定されているところですが、一方では、先ほどご説明しました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」の中では、「50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持する」といった内容がありまして、このような動向についても十分見ていく必要があるということ

で追加記載しております。

次に15ページでございますが、「新下水道ビジョン」です。昨今の社会経済情勢の変化に対応しました管理運営自体に新たな下水道の政策体系としまして「新下水道ビジョン」が平成26年7月にとりまとめられたということでございます。

次に18ページ目でございます。これは「国土強靱化基本計画」が、平成26年6月に閣議決定されまして、「災害時でも機能不全に陥らない社会経済システムを平常時から確保すること」や、基本的な方針としましてハード対策ばかりでなくソフト対策も適切に組み合わせるといったことが示されているということでございます。

同じく18ページでございます。平成25年11月に政府においてとりまとめられた「インフラ長寿命化基本計画」に基づきまして、「インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする長寿命計画」、いわゆる「行動計画」を策定するとされたところでございます。先ほどご紹介しましたように、農林水産省と国土交通省においては策定されております。

24ページ目でございます。国土交通省におきましては、2050年を視野においた今後の国づくりの理念や全国の各地域や都市のあり方としまして「国土のグランドデザイン2050」が7月にとりまとめられたということでございます。

次は30ページ目でございます。「はじめに」のところに記載しているところでございますが、今後の水資源政策は、「水資源開発促進」から「水資源安定供給」へとステップアップを図るとしてございまして、限られた資源である水の安定供給が重要であるということに記載しているところでございます。

同じく30ページでございます。水資源に関連する情報の把握については、ICT、いわゆる情報通信技術などの技術革新も検討していくということに記載しております。

同じく30ページでございますが、災害時におきましても被害を最小限に抑えて水供給を継続できる準備、備えが重要であるということに記載しております。

31ページ目でございます。これについては表現を正確にするということで修正しております。更新・改築時には維持管理を考えた必要な施設を追加するという、再編は更新に合わせてということを追記しております。

31から32ページ目でございます。先ほどの危機的な渇水、ゼロ水への備えというところでもありましたが、危機的な渇水に備えまして、各水系の関係者におきましては、渇水被害を軽減するための措置の合意形成が図れるように取り組むことを推進するとされております。

次に33ページ目でございます。これは今年5月に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行されたということを追記しております。

34ページ目でございますが、これは水資源政策と深く関わる「水循環基本法」が平成26年7月1日に施行されましたが、今後引き続き「水循環基本計画」を策定することになっているということでございます。また、これまでの調査企画部会におきましても水循

環に関わる事項についても先取りした形で審議してきたところでございますが、これについても「水循環基本計画」と整合性を図りつつ取り組みを推進していくということに記載しております。

最後、36ページについては「あとがき」ということで記載しております。以上でございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。本日この資料6が答申の素案ということで、本企画部会の最終的なアウトプットはこちらになりますので、次回もう1回案が示されて、細かい点の修正はそのときにまたご意見いただければと思いますが、本日はこの項目についていかがなものか。あるいは書かれていないことに関しまして、こういうことも議論したはずではないかといった点を是非幅広くコメントいただきまして、よりよい答申をお返しできるようにしたいと思いますので、どうぞお一人ずつ後でお聞きします。その前に、では部長から。

【藤山水資源部長】 はい。ちょっと舌足らずの説明のところがありまして、今回、数カ月ぶりに再開して、中間とりまとめと答申の間でどういう関係性なんだと。私自身はこの間に新しい部長として任命されて、この中間報告、中間とりまとめを読ませていただいたら、言い尽くされているのではないかと。この上どこをどう深掘りして議論して、どういう打ち出しにしていくのかという問いかけを内々的にしたところです。

それで、この別立て資料の5に書いてある、先ほど清水先生からお話があった5つの政策と15の具体的取り組みっていうのが書いてあって、この資料の一番最後に、中間とりまとめの最後のほうのページに、この分野について深掘りしていきましょうよということが少しだけ書いてあるんですけども、これをじゃあどこまで深掘りするのかという趣旨も含めまして、今日、例えばゼロ水の話だとかのことを資料として添付したわけです。この中間とりまとめに対して「答申」という表紙の原案にして今赤字で付加されたものは、状況変化の部分、新しい情報を加えたものがほとんどでございます。

少しだけ書き込んでいるのが実は30ページのところ。30ページのところの大きなⅢのところ、真ん中のところに、これは前書きのところにも書いてありましたけれども、「このためには、従来の水資源政策の「水資源開発促進」から「水資源安定供給」へとステップアップし、限られた資源である水をいかに安定的に供給するということが重要である」ということを原案として書かせていただいているんですけども、ですから約1年近くかけていろいろ議論されてきて、この中間とりまとめをしていただいたと。

この中で大きく何を言おうとしているのかと問われたときに、ここの答申としては、こういうことを提言いただいたんだというところの柱を実は15個打ち出すのはなかなか難しいところもありまして、特にこの部会の方々からこういうところに力点を置いて答申をいただいたんだというのを後でご説明するときに、答申の骨格は中間とりまとめでもう相当議論されてこういう形になっておりますので、強くいいたいところ、あるいは流れの方向性としてこういうところが改めていいたいところだなというところを強く推していただ

ければ、そここのところの表現をどうするなり、私どもがこの答申をいただいて、それをこの行政に生かしていく上で、その視点はトッププライオリティ、あるいは強く関係機関に対しても働きかけていくなりの対応を取っていく必要があるかと思えます。

ですから、ロングスパンでやっていかなきゃいけない仕事と、ある程度急いでやっていかなきゃいけない仕事と、幾つか入っていると思えますけど、それも含めまして改めまして幅広にご意見をいただければというふうに思えます。

【沖部会長】 ありがとうございます。というようなことでございますので、本日いただいた素案、赤字のところだけではなくて、どちらかというと最初に示された資料5のほうでございます1ページの「5つの水資源政策と15の具体的取組」。それを文章にしたときに、どの辺りに力点、外へのメッセージとしてはどれを主に出す、先ほど槇村委員からでしたっけ。選んでるのっていう話がございますけれども。清水委員でしたかね。どれか優先順位を付けることかという質問がございましたが、優先順位というよりはわかりやすく伝えるためにどれを表に出していくのかということに関しましてもご意見をいただきたいということかと思えます。

お一人ずつということで参りたいと思えますが、よろしいでしょうか。じゃあ、木下委員から。

【木下専門委員】 今のご指摘に対する答えにならないかもしれませんが、私が気付いたことをお話しします。老朽化とか長寿命化の話が前段にありましたが、それを考えると、水資源開発施設の場合、施設そのものの老朽化だけでなく、堆積により貯水量が減って供給能力が劣化していくという問題があります。洪水調節能力の問題だけでなく、水資源開発としての機能も低下するという事です。そういったことも考慮に入れて、ダムの方の長寿命化対策として掘削する間は利用できないのでほかのダムでその容量を確保しなければいけないという問題もあります。そこまで考慮に入れた施策を考えないといけないということが含まれるようにしておいたほうがいいと思えます。

それから、50年後に人口を1億人で安定させるのをゴールにするとするならば、それに向けて利水の安全度も、5年に1回とか10年に1回、あるいは事実上それより低い安全度というのを最終的にどの程度の安全度にもっていくのか。海外ではもっと安全度を高く設定しているということもありますから、安全度を上げていくというようなことも、あるいはバラバラの安全度をそろえとか、あるいは重要なところは安全度を上げるというようなことも課題としてあると思えます。

それから、そういう数字上の安全度だけでなく、川によっては水を取り過ぎて、いわゆる正常流量、流水の正常な機能を維持するための流量を十分確保できていない川もあります。直轄管理しているような一級水系だけでなく、二級水系にもあります。沖縄の河川は特に水を取り尽くしてしまっているような状況がありますから、そういうところを取り戻すとか。あるいは、施設を更新するときに、そういうことも考慮するとか。例えば取水施設などを更新すると漏水が減るから取水量を減らせるということもあるかもしれませんか

ら、そういうことも考慮するといいいと思います。

そしてもう1点別の話ですが、今日たまたま日経新聞の経済ノートを見ていると、水道料金が工場などでたくさん取れば取るほど逡増する料金体系になっているとありました。大量に取ろうとすると料金がアップするので、地下水に切り替えている企業が多いということが書かれていました。

そういうことで、地下水取水がもし増えていて地盤沈下がせつかく沈静化しているのが悪化する可能性があるのかどうなのか、その辺は検討されているのか。もしそういう問題意識があるのであれば、どこかでそういうことも入れておく必要があると思います。

【沖部会長】 ありがとうございます。地下水の一体的な管理といった言葉が確かにあんまりこの中では見えないかもしれないですね。

それでは、引き続きまして小浦委員お願いいたします。

【小浦特別委員】 すいません。まだちょっとちゃんと読み込めていなくて申し訳ないんですけども、さきほど部長のほうからご指摘のありました「水資源開発促進から水資源安定供給へ」というのはとても大事なところで、中間報告のときには、これはうまく表現できていなかったのではないかなと思います。この表現で私はいいと思うんですが、逆にこれをテーマにしたときに、もう1回ちょっと全体を点検してみる必要があるんじゃないかと思います。

たくさん水資源を開発していくという方向ではなくて、需要の変化であったり、何に使うのか、使い方の変化であったり、それが減っていく方向であるかもしれないなかでも、環境のこととか、水循環全体からみると、今の施設で十分対応ができなくなっていく可能性もあるということが安定供給を考えていくときのバックグラウンドになっているのかなと思います。そういった需要側の変化と供給側の新たな課題との関係性がもうちょっとわかりやすく書かれることかと思いました。すいません。ちょっともう1回もう少し読ませていただいてもいいですか。

【沖部会長】 はい、もちろんです。

【小浦特別委員】 すいません。

【沖部会長】 第2ラウンド目も行きたいと思っておりますので。

まだ来たばかりで何のことかと思われているかもしれない児玉委員お願いします。

【児玉専門委員】 私もやっぱり量から安定供給という形で質のほうにポイントを置いたというのが何か一番こうポイントを置くべきじゃないかなというふうに思います。私、国交省の高速道路のあり方の審議会の委員もやっていて、そこでは今までは高速道路を作るということにポイントを置いてきていて、それがだんだんネットワークができてきて、首都圏では環状道路が今度できますので、そこをいかにこううまく使うかという議論をしているわけですね。そこで出てきてるのが、賢く使うと、こういうフレーズが出てきていまして、水に関してもやっぱり賢く使うと、こういうポイントが必要なのかなというふうに思った次第です。だから、要するに量から質への転換というところがやっぱり大きいのか

なというふうに思いました。

それから、さっき「水循環基本計画」っていう話が出てきていますが、これは一体どこがどういうふうにして決めて、どういう内容になるのかっていうのを教えていただければと思います。以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

質問も入りましたので、ではここまでで答えいただけるところをお願いいたします。

【廣木水資源計画課長】 では答えさせていただきます。木下委員から幾つかご指摘をいただきました。まずは供給能力の劣化についても、長寿命化の中で考え、または表現すべき。誠にそのとおりだと思うので、これは加筆修正させていただきます。

それから、50年後1億人でだんだん人口フレームが変わってくるということで、その検討も必要ではないかと。おっしゃるとおりだと思います。非常に我々は大きなポイントだと思っておりまして、この数カ月でございますけど大きな変化があったと思うことは、今まで人口に対して水需要としてどう追っていくかという時に、将来について人口は動かすことができない自然の流れだということが今までの政府の方針でもないのですが、これではだめだと人口というのは改めて目標として考えていかなければならないということが政府としての大きな方針転換だと思っておりまして、これに合わせて水資源政策も十分考えていく必要があるということでもあります。

いってみれば、今の段階で水がないから人口が減るといような状況にはなっておりませんが、少なくとも人口について国家として考えていく中で、水資源としても貢献をしていくということは大変重要だと思っておりますし、それを反映して参りたいと思います。

また、併せまして環境の問題についてでございますが、正常流量という形で表される環境のための水の問題をやっぱり水資源政策としてもう1回見直す必要があるのではないかと。これは、非常にこの安定供給という意味では大変大事なポイントになって参りますので、改善をさせていただきたいと思っております。

それから、地下水のご指摘がありました。今から申しますが、「水循環基本法」でも大きな課題として取り上げられ、法制化されております。そういう意味では、この「水循環基本法」、それからそれに伴います「水循環基本計画」の中で表流水と地下水の一体化についてどのように取り扱うかという議論は少なくとも我々は避けて通れないと思っております。非常に大きな問題ですので、この水資源政策の枠のかなり外に出る部分もあると思っておりますが、少なくともこの最終とりまとめでは何らかの表現でもって触れて参りたいと思っております。

小浦先生のお話ありました開発から安定供給へという打ち出しをするのであれば最終報告そのものが全体点検の必要があるのではないかと。ということについては、誠にそのとおりだと思います。その目で改めてこの柱の中で安定供給という観点からどう修文、かつ改善していくかということは、これから対応させていただきたいと思っております。

それから、児玉先生のご指摘いただいた賢く使うという部分は、この言葉をいただき

いと思っております、お三方の先生方で開発から安定供給へという、キャッチフレーズのところについてはポジティブなコメントをいただきました。そうすると、今度何をしなければならぬかという、それはどういうことかについて、もう少し書き込んでいかなければいけないのではないかと思いますので、入れさせていただきますと思います。

それから、「水循環基本計画」、「水循環基本法」についてについて少し、解説しなければならなかったのですけれども、長年、水というものが今まで縦割り管理されてきたのではないかという社会一般的な議論がありました。そういった議論が国会のほうでも議論をされて、最終的に議員立法でもって、今年の3月に「水循環基本法」が出来上がりました。この資料にもちょっと概要は付けていますが、これから何が起きるかということでありませうけれども、その法律に基づきまして「水循環基本計画」という全体の傘となるような大きな計画、それがどれだけ具体的かどうかはわかりませんが、そういう計画を作ります。

偶然、私どもの水資源部の中に、この政府の内閣の「水循環基本計画」の政策本部の事務局ができて、事務局長が水資源部長で、私もその責任者の一旦を担っております。そういう意味で、この最終とりまとめの検討部隊と「水循環基本計画」の検討部隊というのは合致しておりますので、ある意味逃げるできない状況でありますので、そういう意味では、この「水循環基本計画」の中にもこの最終とりまとめの精神といいますか。あるいは、具体的な提言を取り上げて参りたいと少なくとも事務方としては思っておりますのでございます。またそういうところでいろいろご指導をいただければと思っております。以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

では、引き続きまして佐々木委員お願いいたします。

【佐々木特別委員】 はい。ありがとうございます。意見を少し申し上げます。本日新しい資料は、資料の3、4ですか。出ましたが、それは冒頭に事務局のほうからご説明あったように、まず我々はこの調査企画部会、これでやってきたことと同時並行的にほかで作られ、進行してきた、いろいろな政策に関わるような考え方を今日はわれわれのまとめ案に補足していく。それで、それをどういうふう到我々のまとめの中に取り入れたらいいかっていう発想があるわけですね、初めから。その辺のことがこの資料の6の中にどういうふうに入っているかというところが一つのポイントだと思うのですね。

その点から拝見すると、私、結論的に申し上げますが、幾つかこの赤字で修正っていうか、追加されている部分がありました。部分的な修正というか、加えられたところはそういう資料に関係して、6ページとか、18ページの2カ所とか、24ページ、33ページ、34ページ、この辺ね。全部資料の3とか4で出てきたような新しい考え方を赤字で盛り込んであるわけですね。その辺は非常によくできているのではないかと私は思います。

それから、もっと基本的なところで非常に注目すべきことは、先ほども部長さんがおっしゃったのですけれども、ここにこの資料の6でいえば冒頭のところの「はじめに」のと

ところで、事務局のほうからお読みになりましたが、1ページの終わりのほうから2ページにかけてのところですね。ここのところでほとんどもう尽きているとは思いますが、そのことがまた30ページと36ページの「あとがき」のところにも出てきている。そのところがポイントだと思うのですね。

それはもっと簡潔に言えば、この2ページのところの一番上の文章。要するに、従来、これまでの我々というか、フルプランがそうなのですが、扱ってきたものは、この供給量をどうやって増やすか、需要に対して供給量をいかに増やすかという、「キャッチアップ型」であった。それがそろそろ反省しなきゃいけないのじゃないかというところが前回の我々が関係した平成20年でしたか。すでにその辺の考え方が出てきているのですね。その発展型というか、一応の形をとったのが今回のこの中間とりまとめであろうというふうに私は思っています。

その点からいうと、この「はじめに」とか終わりとか、30ページですか。その辺に3カ所出てきますが、今までの考え方から今後はこうあるべきだということをいっているところが、今回のエッセンスなわけですね。問題は、後はそれを今後のフルプラン作りはどう生かすかということだろうというふうに思います。その点で、私は今回のこの資料の6は非常によく作られている。それから追加していただいた赤字の部分も非常に良いと、よく作っていただいたというふうに思います。資料、非常に高く評価をいたします。

それから、ちょっと地下水問題、これは木下委員から出ましたが。この問題は、それから部会長のほうからあんまりこの場で議論されなかったとおっしゃったのですが、私は、この問題はどちらかというところと経営の問題なのですね。つまり公営企業の。だからあんまりいわなかったのですが、もう現実にこの問題は私が住んでいる関西などでも、神戸市や西宮市でもこの地下水問題は答申を作っていますとね。すでにいろいろやっているのですよ。

どういうことかというところ、公営企業としての水道企業の経営がどうしてこの地下水と絡むかというところ、先ほどちょっと木下さんがおっしゃったように、水道のこの料金体系ですね。料金表。これがいわゆる高度成長時代を受けて水を節水して使おうという考え方がある、いわゆるご承知のとおり節水型逦増制を取っているわけね。節水型は社会全体にとってはいいのですけれども、1個の個別の企業体である水道企業とか水道事業体の経営という点からいくと、あんまりこう節水されると減収になってしまうということですね。大口が水を使わないからね。

それで、そこのところに今の地方公営企業法、これ総務省管轄ですね。旧自治省。その地方公営企業法にある独立採算制という考え方そのものとちょっとこう衝突するところあるのですね。これはもう非常に早くから、私は論文では1985年ぐらいの論文でも書いているのですが、現行の地方公営企業法の独立採算制という考え方はそれはそれで良いのだけど、間違いじゃないのだけど、こういう点で一部限界が出てきているよと、一部修正する必要があるということで、節水型の料金体系を取った場合の、社会全体にとっては「プラス」になる。節水でね。ところが、一つの個別の企業としては「減収」になっ

てしまうという矛盾があるのですね。それをどういうふうに解決するのかっていうことと今の「地下水」問題は全く同じことです。

その新しい型が今出来ている「地下水」問題なのです。逡増型の料金で大口の需要家、特に病院とか、スーパーとか、ホテルとか、そういうようなものが、大量使用したとき、この料金負担が非常に高いものだから地下水のほうに逃げようとしている。

それは一方ではこの地下水を掘るほうの業者ね。こっちのほうがやっぱりこう技術的に非常に安価で掘れるようになった。それから、膜処理が可能になってきたっていうようなことがあって、非常に大口にたきつけるのですね。大口に対して、水道から転換したらどうかって。そういうようなことがあって、大口が水道から逃げるので幾つかの自治体も困っているのですね。これは全部公営企業としての水道の経営問題なのです。だから、あんまりここでいっても意味がないっていったらちょっとあれですけど、これはどちらかという総務省が扱わなきゃいけない問題なのです。

その点はずっと気が付いておったのですが、前にここでやったヒアリングのときも総務省は出てきてなかったのですよね。あるいは、お呼びしてなかったのかもしれないけど。だから、あんまり個別の公営企業っていうの、水道の、そういうことをあんまりここでは議論の余地はないのだからというふうには私は思って、ここでは余りこれに関しては発言しませんでした。

だから、あえて今回この「とりまとめ」で終わろうとしているときに、あえてまたこの問題を議論しようとするとなんかちょっと時間がかかるんじゃないかと思うので、これはあまり今回のこの我々のこのまとめ中では触れなくてもいいのではないかなというふうには私は個人的には思っています。以上です。

【沖部会長】 関連するかもしれませんが、それでは増子委員、もしご意見ありましたら。

【増子特別委員】 今のことに関して、それからほかでもいいんですか。

【沖部会長】 はい。

【増子特別委員】 では、いろいろ。じゃあ、今のお話はここ十数年非常に大きな課題になっていることでありまして、大口のところは水道の単価が非常に高いということで、地下水に逃げていっていると。これは「水循環基本法」でも地下水っていうのは公水であると、公の水であるということを強調していたはず。私ももうちょっと期待をしていたんですけども、要するに地面の下は自由に掘れるということで今までやってきたわけですけども、これはもうそれをやめにしようというふうな流れになりつつあるのかなと思ったり、そんなに急いで進まないわけですね。

外資の土地買占めなんかでも非常に話題になっていた事柄ではありますが、これはもう本当に強力でやっていただきたい。地盤沈下、地下水の低下っていうのはこれからもあり得ることありますし、私も前の発表でもってもしもいっておりましたけども、地下水っていうのはいざというときのために取っておく。普段は保全をしておいて、湧水や異常

事態のときにそれを使えるようにしておくというのが本来の使い方であるんだということで、やはり民間での揚水というのは抑制していく方向でもってやっていくのが方針であろうと思います。

ですので、今後の水資源政策のあり方ということの水資源には地下水も当然入るわけにありますので、こういった方向については、本来はやっぱり民間での地下水揚水はやめようということでやっていくべきものではないかなというのが私の考えであります。

それと、ちょっと気付いた点でありますけども、今回、先ほどからお話になっている開発促進から安定供給へという話ですが、今1、2ページで赤書きで書いてあるところ、特に後半読まれたところ、これについては非常に腑に落ちる事柄であります。以前この開発促進から安定供給へっていうのは、事柄的にはかなり入っているわけですけど、明確にこの文章で表現されて非常にわかりやすくなっているということで、私は非常にこれをもっと打ち出すべきかなという感じがしました。

それで、その中に一つちょっと気になったことがあります。先ほどの資料3で赤枠で囲んだ地震対策、老朽化、危機的な渇水に対応するとありますが、この3つが大事だというふうな話であります。確かにそのとおりで、私どもの水道もこの線でやってきたわけですけども、先ほどの2ページの「はじめに」のところですので、ほとんどのことがこれでわかるようになっていなきやいけないという視点からすると、「老朽化」という言葉が入っていないんですね。

ですので、この一言を入れていただきたい。説明する必要はないんです。けども、この先ほどの3つのうちの二つはあって、もう一つの「老朽化」っていうのは本文では結構謳っているにもかかわらず、ここにはいていないので、例えば3行目のこういった「あらゆるリスクに対し」というところの前に「老朽化」を含めたあらゆるリスクに対しておかですね。何かこの、何しろ「老朽化」っていう言葉が入ったほうがより深みが出るのではないかということです。

それと、感想としては、開発促進から安定供給へっていうのは、私は水道をもう40年近くやっていますけれども、ここ30年間はもうこのことずっとやってきたなっていう今感想を持っているんですね。私、水道をやり始めてから、安定供給が大事なんで、需要に対応するという意識よりも、地震のとき、渇水のとき、水質汚染のとき、どういうふうにしたらいいかっていうのがこれまでやってきた仕事の大半を占めているわけですので、それがようやく水資源の中でも表にこう出てきたなということで非常に感慨深いものがあります。

そういった一般の人に非常にわかりやすい開発促進から安定供給へということを標題でもって言ったほうがいいのかという気がしましたので、この表題の副題に「幅を持った社会システム」の構築」、これはこのままで結構ですが、この後に「次世代水政策元年」というものが何となくわかりにくいようなところがありますので、この括弧内を「水資源の開発促進から安定供給へ」というようなものがあると、何をいいたいのかなっていうのが

すぐこうわかる。しかも、「幅を持った」っていうのがどういうことなのかっていうのが、これが入るとわかりやすくなると思いますので、ちょっとご検討をお願いしたいということでもあります。以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

それでは、榎村委員お願いします。榎村委員、すいません。よろしいですか。

【榎村特別委員】 私ですか。

【沖部会長】 はい、戻ってくる感じで。

【榎村特別委員】 増子委員が先にいわれたので少し重なるかもしれませんが、私自身も水資源開発から水資源安定供給へというのは、今までそう思っていた人がたくさんいるのではないかと思っていたのですけれども、これがはっきりと文章に書かれ、「はじめに」というところと、また「あとがき」のところにかかれており、非常にはっきりしたかなと思います。

それで、ちょっと意見が重なりますけれども、方向性としては水資源開発から水資源安定供給へといった方向性を打ち出して、その方法論として「幅を持った社会システム」の構築ということではないかなと思います。でも、気持ちとしてここからやるぞという意味では「次世代政策元年」というところも残してもいいかと思いますが、それは整理の中でお願いできればと思います。

それから、資料5の1と少し関連付けてお話しさせていただきたいと思いますが、資料5の1ページのところですが、どこを一番中心でということであれば、やはりこの1の「安全・安心利用社会」と「〈6つの取組〉」というのがありますけれども、これは文章としては羅列的に書いてあるので、ここが一番中心だということが何か、1で書いてるのでわかるかと思うんですけれども、はっきりとイメージができるような書き方があればいいのではないかと考えております。

それで、今、水インフラの老朽化のお話が出ましたけれども、それと関連いたしまして、私は「未来への選択」ということで、「未来への選択」人口急減、超高齢化社会を超えて日本発成長発展モデルの構築をというの、日本としてはアジアの中、または世界に先駆けてこういうモデルを作るということ、非常に重要なことだと以前から考えています。そこで、やはり1億人程度の規模の人口を50年後に想定するというので、先ほどお話ありましたように、人口動態と水需要をどう絡めるかということです。

ただ、私自身はプライベートな話ですが子供を育て、介護をし、仕事をしてきた関連で、ここが非常に早く変わらなければ、50年後にこうなるためには、現実的にいえば本当にスピードアップしなければ困難であると考えておまして、この意識が速やかに変わればと思います。

それで、そこに向けて私は水需要がどのように考えたらいいかということを考えてのですが、1億人という数字が国として出た段階ではこれに合わせるしかないかなとは思っています。ただ、それともう一つ「国土のグランドデザイン」の話で、資料3の5ページの

ところで「コンパクト+ネットワーク」という言葉がございますね。私も「国土のグランドデザイン」を考えたときに、こうならないと仕方がないのではないかと思い、むしろ積極的にコンパクトとネットワークを進めるべきだと以前から考えております。

そうすると、人口が1億人というのは量的な問題ですけれども、これがどのように日本の国土の中に、都市あるいは町に配置されるかによって量とは別に少し違う考え方をしないといけないという状況が出てくるのではないかと考えております。

そう考えてみますと、この資料5の1にまた戻りますけれども、資料1のところで「水インフラの老朽化への対応」という(2)がございまして、2のところで「持続的水利用の社会」の中に「(1)住まい方等に着眼した節水型社会の構築」があるんですね。15の取組の中で節水型というのもありますけれども、これからコンパクトになっていったときに、どこを老朽化に対して早く対応して、どこを少しゆっくり対応するか。お金があればするというようなことで、優先的に老朽化に対応していく必要があるのではないかと考えております。

そうすると、単なる「住まい方」という言葉でいいかどうか。都市配置というか、国土の中でそういうことも含めて考えるということであれば、1の「水インフラの老朽化への対応」と「持続的水利用社会」は、この(1)の何かつなぎみたいなことが非常に重要になってくるのではないかと考えております。そこが具体的に書き込めるかどうかわかりませんが、やはり老朽化に非常に速やかに対応していこうと思ったときに、そういうことと関連して政策を考えていければいいかと考えております。

【沖部会長】 ありがとうございます。

では、清水委員お願いします。

【清水特別委員】 はい。だんだん難しいなと思いながら、さっき部長がいわれたように、ロングタームの仕事と前倒しでやる仕事とわかりやすくするというので、従来型のものから安定水供給へと書かれている。これは3カ所書かれています。また、ここには水循環の大切さとか、そういうものも書かれてあるから、それがバックグラウンドとなって、今後、「水循環基本計画」が進んで施策になっていく。同じように、ここに、ゼロ水のことや安定供給のことが書かれているから、従来の水資源開発促進法がひょっとすると水資源安定供給法に変わるかもしれない。

だから、ここでは網羅的に必要なものを書いておく方が良いかなというのが感想です。開発型から安定供給へ。非常にわかりやすい。だけど、ちょっとそれだけが強調されているかなと。そうすると、ほかの議論、5つの骨子が何となくぼやけちゃうと思います。いろんなものを書いてある方が、今後何か動き出すためのバックグラウンドになるという位置付けで、今後の水資源政策について使われるべき、材料になるものがこんなにも議論されているという性格が見えたほうがいいと思うのが1点です。

それから、2ページ目のところで、安定供給という言葉はその前の枕詞に「想定外」とか「低頻度高リスク」とか、「水供給の途絶」に対しての安定供給という書き方が2ペー

ジで、最後の「あとがき」のところも危機事象に対しても最低限の水が確保できるようなことということだから、そういうものが前提にされている安定供給であること。

この安定供給は今までだって議論はされてきて、10分の1とか、20分の2とかで、資料を見てみると、30年間で渴水している例がこれにありました。施設は大体フルプランのところで100%ぐらいから90%ぐらいできていると見たときに、当初の体力がないから五十何%までしか対応できないというのがありましたね。

だから、それに対する安定供給っていうのはこの中でどう総括されているかと思いますここで言う安定供給は高リスクに対する安定供給。でも、こういう資料が付いた中で高リスクな安定供給に対応しましょうっていわれるとしたら、今までの10分の1、20分の1の安定供給に対してはどう総括しながら、それよりもっとレベルの高い値がもっと心配と言えるのか。

例えば、10分の1、20分の1の安定供給というのは、話合いでやれば何とかかなりました。経済への影響もそれほど大きくないですというところで敷居線を引くのか、インフラの耐震度強化とか、老朽化対策とか、そういう方向のものに行けると思うのですが、では安定供給っていう言葉を使っているときに、やはり前の安定供給の議論を総括しておいてほしいと思いました。以上です。

【沖部会長】 ありがとうございます。

今までのところで、もし事務局側からご返答、コメントございましたら、お願いします。

【廣木水資源計画課長】 いろいろいただきまして、ありがとうございました。全部答えられるかどうかはわかりませんが、お答えさせていただきます。

一つは佐々木委員から地下水問題のご指摘をいただきまして、要するに昭和30年、40年代の地下水問題を取り巻く社会的状況、それから技術的状況、経済的状況と今の状況は全然違いますが仕組みは全く一緒だということに矛盾ができているということはまさにそのとおりだと思っております。

では、今度どう対処するかということが我々行政の課題なのですけれども、行政というのはツールがないとそれを改善していけない。一方で、その中で「水循環基本法」ができ、「水循環基本計画」ができている。これが新しいツールになり得ることが現状でございます。そういう意味で、我々は新しいツールがある中で、今度はその工具を使ってどうするかということこれから考えていくわけでございます。

そういう意味では、この分科会で必ずしも該当する部分が修文にならないかもしれないという佐々木先生のご指摘は、まさにそのとおりになると思いますが、今いただいたご意見は、今度是我々水循環事務局として受け止めさせていただいて、そちらのほうでもまた考えていただき、それを有効に活用させていただきたいと思っております。

特に地下水の問題はいわゆるコストをフリーライダー的に使っている。要は表流水の水資源開発に使っているコストを全く使わずに、そこの部分はフリーライドして井戸を掘って水を汲み上げるという、まさに増子委員のご指摘のところもそこに根幹があると思いま

すが、それをどうするか。しかも、かなり規制が効かなくなっている。要はポンプ、あるいは作成の井戸の口径で縛りが効きづらくなっているということもあると思いますので、そういうことを問題認識として考える必要があるということはお指摘のとおりでございます。

それから、増子先生の「老朽化」、これは2ページにまさに入れなければいけないというので修正をさせていただきたいと思っております。

それから、標題につきましても、安定供給という言葉は標題に入れることについても十分前向きに検討させていただきたいと思っております。そのときに、どれが本題でどれが副題かといった、榎村先生のご指摘もありましたので、それも含めて考えさせていただきたいと思っております。人口論をいいますと、榎村先生ご指摘のように、社会制度の問題になり、非常に広いのですけれども、私どもとしては、単に1億人がセットされましたので、そのとおりやりますというのではなくて、社会制度の中の水というのやはり視点としては何らかの形で言及はしていく必要があると思っております。

それから、老朽化の問題一つとっても、単に施設そのものを長寿命化するだけではなくて、どこに優先順位を付けていくかっていうことは大変大事な問題だと思っております、そのご指摘を踏まえて、何が表現できるかということを考えて参りたいと思っております。

それから、清水先生のご指摘のとおり、安定型というところについて、我々の表現しているところの安定供給という言葉がまだ曖昧に使っているところの一つ問題点としてあるとも思っております。そこはこの最終とりまとめでしっかりと取扱いをはっきり示さなければいけないと思っております。

それによって従来の5分の1、10分の1の議論、それから危機管理の議論、もう一ついうと水量と水質の議論、これも安定の一つだと思っておりますので、水が安定供給されているのは水量だけではなく水質的にも安定的に供給されているのが大事な視点だと思いますので、それもどのように書けるか、考えて参りたいと思っております。以上でございます。

【沖部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご議論をお聞きの上、更に第2ラウンドで、今度は挙手といきますか。ご意見いただける方、じゃあ木下委員。

【木下専門委員】 すいません。さっきちょっといい忘れていましたけども、先ほどの私の意見で最後のほうで正常流量の話しましたけども、もしそういう今後水資源開発を見直していく中で、例えば取り過ぎている水は川に戻すとかいうようなことも含めて、つまり河川の正常な機能も保全していこうという環境的な要素も入れていくのであれば、そして水循環の話もいっていますので、そういう意味からすると、もう少し環境の話が、例えばこの30ページの一番最後の具体的な取組とか、あんまり環境が全然読めないような気がするんですよ。

環境汚染みたいな話を少し触れるとか、あるいはこの水資源安定供給っていうのは賛成なんですけど、さっき増子さんのお話を聞いていてちょっと気になったのは、法律上は水

資源開発促進法を卒業して変えていこうということなんで、こういういい方をせざるを得ないのかもしれませんが、世間一般の常識的な目、受け止め方だと、もう促進を脱皮していたんじゃないのかという、今更何いつているのというふうに受け止められないか、ちょっと心配になってきたんですけど。

ただあんまり環境のことをいうと環境省との関係があつて難しいということで割り切らざるを得ないのなら、しょうがないのかなと思いますが、それにしても少し30ページ辺りは環境の話をもう少し読めるようにしておいたほうが良いような気がします。

【沖部会長】 ありがとうございます。じゃあ小浦委員お願いします。

【小浦特別委員】 はい。ほとんどのことは委員のみなさんが既におっしゃったと思うんです。一つだけ気になっているのは24ページで「国土のグランドデザイン」に触れられているかと思います。さっき榎村先生少し触れられましたけど、コンパクト性やネットワークであったり、地域連携であったりは、国土の土地利用の問題ですよ。それが今後、大きく変わっていく可能性が、人口問題と合わせてあると思います。

社会基盤整備審議会の中では「選択と集中」の議論はもう随分前からあつて、それは社会資本のメンテナンスの議論の中でもされている。全てを同じようにやっていくことは難しい中では、国土の土地利用、どういうふうに都市を再構成していくのか、あるいは農地、あるいは農業生産をどうしていくのか、こうしたことが変わっていくことになり、水資源の安定供給っていう意味でいえば、こうした変化は大きく関わってくるころだと思えます。こういった今後、国土や土地利用が大きく改変、再構成していく必要がもう目の前にありますし、多くの地域では、どのようにして地域が持続的に生きていくことができるかというのを考えることが迫られているわけです。この地域ごとの選択のインパクトは恐らくかなり偏在的に現れ、国土全体で見れば水需要が偏在的に変化するとき、どのような考え方で安定供給をしていくのかっていうのは、課題としてあるように感じています。

それともう一つは、水の供給は、どちらかという水道の話とか、地下水の話が主に出ていますけれども、地域によっては様々に水を供給の仕方がありますよね。いわゆる伏流水を使って簡易水道で供給しているところもたくさんあるわけです。ですから今後、地域がかなり自立的に地域経営していく中では、水に関する選択もいろいろ出てくるような気がしています。

これまでも何度かいったつもりなんですけども、なかなかうまく説明できなかったところがあります。水供給は大きなシステムの議論が中心になっているんですが、そういった地域の自立的なシステムっていうのは、環境の持続性とも大きく関わって議論されているところでもありますので、何かそういったところへの配慮がいるのではないのでしょうか。さっき需要と供給の関係をどうやって決めていくんですかっていうことをお聞きしましたけれども、地域型の計画があるのではないかと、そういうところにもどこかでうまく触れられるといいなというふうに感じています。

さっき環境の指摘もありましたけれども、この資料5の1ページでいえば大きくまとめ

ている3の「健全な水・エネルギー・物質循環に立脚した社会」っていうことの中に、地域的な話も出てくるのかと思うんですけども。確かに水供給に関する国土全体の議論はありますが、分権の観点からも、地域的に判断する、計画する、考えていく部分がやっぱり水資源についてもあるように思います。そこがもう少し書けないかなということが気になりました。

【沖部会長】 ありがとうございます。それではほかに言い残したこと、もっとお伝えしたいことございましたら。よろしいでしょうか。じゃあ今のお二方につきまして、では廣木課長お願いします。

【廣木水資源計画課長】 木下委員のご指摘についてでございますが、少なくともこういったことははっきり今回示して、かつそれが誤解のないように社会、国民に受け止められるように言葉を尽くすことはやって参りたいと思っております。

それから小浦先生のご指摘のところの地域性という問題。非常に大事な視点だと思っております。やはり水というのは社会サービスの中でナショナルミニマムに属するもの、要するになくてはならない。あったらいいなというものではなくて、人の生活、あるいは生存そのものに直接関係しているんで、なくてもいいではないかというわけにはいかないということではないかと思えます。

一方でそういうサービスをどのように提供するかということに関しては、何も国家が一律に様にやらなければならないということでは必ずしもない。もらっている人にとってはよい質でよい量で、そういうサービスが提供されればいい。そういう意味では、ここでは国の政策としての議論をしているわけではありますがけれども、その中にローカリズムや、あるいは地域の状況に適したといった表現をうまく入れて、自治体のような供給主体も含めて、いわゆる自らがやっておられることが自信を持ってやっていただけるような表現ができればいいなと思っております。そこは少し工夫をさせていただきたいと思っております。以上になります。

【小浦特別委員】 地域循環的な環境の中で考えていくような、そういう話もあるんじゃないかと思うんですけど。

【廣木水資源計画課長】 そうですね。そこについては一部実は「水循環基本法」のほうでも謳われておりますので、先ほどの議論と一緒にですが「水循環基本法」との切り分けの中で全体的にうまく書けるようにしていきたいと思えます。

【小浦特別委員】 わかりました。

【沖部会長】 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。では私からも一言申し上げますが、開発促進から安定供給へということで水資源開発促進法も水資源安定供給法になるのかなと思えますが、先ほどの後追いではないかって。僕は後追いで悪くないんじゃないかと思えます。と申しますのは、現場でいろいろ工夫されていた施策をうまく、これでこういうことがやはり必要でうまくいくということがわかった上で、それを制度化していくというのは、やってみてダメだったときに法律どうするんだというよりは、はる

かにましなんではないかと思しますので。後追いで、もうこの10年、20年、あるいは水道分野、特に東京水道みたいなところでは30年やってこられたことが制度化するのは悪くないんじゃないかと思えます。

そうなりますと、フルプランというのは全国をカバーしているわけではなくて、主に都市域、特に変化の激しかったところを対象としていたということに対して、今後もそういうところを重点的に国の水資源対策としてはカバーするのか。全国、やはり津々浦々までを日本政府として視野に入れるのかというところは、一つ本当は議論したほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。

フルプランの作り方の中では、需要推計と、そして需要に対して供給をどうするかという計画、そしてその他事項というのが大きな枠組みだったと思いますが、今回の提言ではその他に入っていた維持、補修であるとか、あるいは危機に対する対応とか、そういうのが前面に出てくるというふうな位置付けという見方もできると思うんですけども、そうしますと水源地域の振興というのがその他事項に毎回入っているわけですけども、国土審議会のこの下にある水資源開発部会としては、地域の振興というのに、その後の水資源の安定供給というのが、じゃあどう貢献できるかという視点も恐らく大切な役割ではないかなという気が少しいたします。

細かい点になりますが、このもう資料6に出していただいた文章で「限られた資源」というのは例えば1ページに出てきます。なぜ水が限られた資源なのか。循環しているし、いつでも降るじゃないかと。日本にいたらいずれ降るじゃないか。なぜそれが「限られた資源」なのか。それは人がたくさん集中して住むからだ。人がじゃあ逆に集中して住んでいるのに、今はなぜ限られていないのかというと、それはインフラが健全な状態に保たれているからだ。

そうすると今比較的恵まれているこの状況を、普段今朝起きたらどうやって水を得ようと考え悩まなくてもいい。そして来年は水大丈夫かと悩まなくてもいい。そういう状況っていうのは人類の多分数千年、数万年の歴史の中で非常に恵まれている状況に今の日本はあると思うんですが、それをきちんと継続したいと、維持していきたいとしたときに、何が懸念事項なのかというと、それはだんだん老朽化すると。放つといていいわけじゃない。それから突発事象に対しては、必ずしも今まで考えていなかった。

更にはそういう維持管理や突発事象に対応するための資源である人、モノ、カネといったものがないじゃないか。なくなっていくといったときに、どうやってこう今の恵まれた状況を維持していくのかという、やっぱりそういう大枠の問題意識というのが書かれていると。書かれているんですけども、こういうんなとこに分散しているところがあるので、是非1ページ、2ページのこの全体のところで工夫してすっきり書いていただけるといいかなというふうに思いました。

そういう意味では30ページのところに安定供給を実現するための技術として「ICTを用いた水資源に関連する情報を把握しつつ」とありますが、木下委員から最初にコメン

トがありましたとおり、やはり技術というのはいかにするとより少ない資源、人とか、カネとかで同じような水安定供給というサービスを維持できる可能性を秘めていると思いますので、そういうものに対する期待、あるいは目配せというののもあっていいんじゃないかなと。つまりICTだけをやるというふうにも読めますが、ICTを含めて、やはり技術を持って今後の維持管理、今の恵まれた状況をより少ない資源で維持していくという視点もあっていいかなと思います。

最後にもう一つですが、長期的な視点というのがやはり今後大事になってくるんじゃないか。それは24ページのコンパクト化で、他のインフラと統合的な長期計画ということなんですが、それはどの水資源安定供給施設を維持し、どちらも余り手を入れなくていいというふうなメリハリを付けていくという話につながるかもしれませんが、それだけではなくて、今回の企画委員会で取排水溝の整備とか、すぐにはできない、あるいは重力をできるだけ使うように取水口を変えとか、いろいろ工夫はありましたが、それはやはり非常に時間がかかる施策であると。

そういうものに対して、2050年の日本の水の利用のあり方、2100年にはこうしようといった長期的な視点も盛り込めるような法制度といいますか。制度ができますといいんではないかと。やはり数年、5年10年でできるものばかりではないですが、だからといって50年、100年の計画ないと、いつまで経ってもこう、100年経っても何も変わらない。100年経てば変わることがあって、それが今よりも望ましいとすれば、それに向けて長期的なこういう方向に持っていくんだというのも是非盛り込んでいただければいいんじゃないかなというふうに思いました。私からは以上とさせていただきます、事務局側に進行をお返ししたいと思います。

【寺田水資源政策課長】 沖部会長どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の審議は終了させていただきます。本日の資料及び議事録につきましては準備ができ次第、本省ホームページに掲載したいと考えております。議事録につきましてはあらかじめ委員の皆様にご確認をお願いするご予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

また本日の資料ですが、郵送を希望される委員の方は机の上にそのままにしておいていただければ対応させていただきます。それでは最後に水資源部長の藤山よりご挨拶を申し上げます。

【藤山水資源部長】 どうも長時間の審議ありがとうございました。1点だけわかりやすくするとその部分だけが一人歩きしていくという部分もございます。それで「水資源開発促進から」といういい方でいくと、今大きなトレンドとして日本全国的に見た場合にはそういう部分もございますけども、当然地域的には必要に応じてプロジェクトを実施しているわけですし、あと一つ悩ましいのが、中長期的に見ても、例えばドラスティックに技術開発があったり、あるいは気候変動の問題が生じてきたり、あとあるいはいろんなネットワークを組むことによって賢く使うという意味では更に水の使い方がうまくできたりです

とか、あとは個別には再開発みたいなもので少しアクセルを踏んだら威力がすごく大きくなるだとか。役人的にいいますと、そういうところを全部芽を潰すようなことにもならないような、部分も残しておかないといけないのではないかと。

そこはちょっとプラス思考で考えて、ここを間違えると、またいろんな整備をしていきたいんだろうというふうな誤解を受けるところもあるんですけども、それを誤解を受けないように、必要なものはやっぱりそれぞれの事案に応じて判断して、地域に応じて判断してやっていくんだという前提があつての大きなトレンドの話だと個人的には思っておりますので、またそれについてまたご意見いただければと思います。本当に長時間ありがとうございました。

【寺田水資源政策課長】 以上を持ちまして閉会とさせていただきます。本日は熱心なご議論を賜りましてありがとうございました。